

意見書

平成 19 年 10 月 5 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2007(案)」に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2007(案)」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

頁	段落	意見
総論		<p>電気通信市場は IP 化・ブロードバンド化の進展により、特に固定電話市場、ブロードバンド市場において、その競争環境に大きな変化が生じつつある状況です。こうした市場環境の変化を適切に分析し、その問題点を顕在化させることこそが、競争評価制度の主要な役割であると考えます。また、競争セーフガード制度など他制度において、今後、競争評価制度との有機的連携が検討されているところであり、このような位置付けを踏まえ、今年度の競争評価については、下記の事項に留意の上、実施される必要があると考えます。</p> <p>1. FTTH 市場の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度の評価結果において、FTTH が今後の情報社会のネットワーク基盤の核となるインフラとして位置付けられており、またインターネット接続領域の FTTH 市場の分析においては、「NTT 東西が 7 割近くのシェアを獲得し、更にシェアが上昇傾向」にあり、FTTH 市場は「独占的な市場となりつつある」と示されているところです。また、電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表(平成 19(2007)年度第 1 四半期(6 月末))においても、FTTH の契約数において NTT 東西が 7 割超という結果が出ており、NTT 東西のシェアの増加傾向が続いていることが示されているところです。こうした FTTH 市場の独占化傾向については、現在の電気通信市場の競争環境において最も注目すべき点であることから、今年度の競争評価においても、引き続き、ブロードバンド市場、特に FTTH 市場の分析を深めることが重要です。 ・ FTTH 市場の分析を深めるにあたっては、①事業者間取引市場における市場画定の在り方や②設備開放ルールが競争に及ぼす影響等についても仔細に検討を行う必要があると考えます。

頁	段落	意見
		<p>①事業者間取引市場における市場画定の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> - 前年度の競争評価結果においても示されているとおり、固定通信分野については、メタル回線、CATV 回線、光ファイバ回線は、いずれの用途にも利用可能であり、小売レベルでは別々の市場であったとしても卸売レベルではサービスに差異はないことから、メタル回線、CATV 回線、光ファイバ回線を一体として画定すべきである。 - また、地理的市場においては、行政区画等に過度に細分化することなく、市場の競争状況等の実態を踏まえた画定がなされるべきと考えます。なお、本件の詳細については、「事業者間取引市場」の中で後述します。 <p>②設備開放ルールが競争に及ぼす影響</p> <ul style="list-style-type: none"> - ADSL 市場においては徹底的な設備開放政策がとられたことで、競争事業者の参入が促進されたところですが、FTTH 市場においては、NTT 東西により設定された光配線区域が狭小であることや、光ファイバの貸し出し形態が 8 分岐単位であること等により、競争事業者の設備稼働率が向上せずコスト高になるという構造上の問題が存在するため、競争事業者が当該サービス市場において事業を行うことは実質的に不可能です。 - 従って、表面的な NTT の設備開放の有無ではなく、接続ルールの詳細に踏み込んだ分析を行うことにより、設備開放の在り方が競争へもたらす影響を明らかにすべきであり、こうした競争環境の実態の解明こそが競争評価の意義であると考えます。なお、FTTH 市場における競争阻害性の詳細については、1-2 ②「事業者間取引市場」の中で後述します。 <p>2. 市場支配力の濫用や共同的・一体的市場支配力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度の競争評価結果において、独占市場である固定電話市場における市場支配力の濫用によってブロードバンド市場(特に FTTH 市場)に及ぼす影響について懸念が示されているところです。また、同じく前年度の競争評価結果において、FTTH 市場における動向として、トリプルプレイサービスのセット販売等によりFTTHの魅力が更に

頁	段落	意見
		<p>高まっていると示されているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上を踏まえ、今年度は、FTTH 市場における NTT 東西の独占化傾向のさらなる高まりの背景として、独占市場から他市場への市場支配力行使の実態、また NTT グループの共同的・一体的営業等による各市場への影響について発展的に分析を深めていく必要があると考えます。 <p>3. 競争評価の位置付けの明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定電気通信設備制度等、他の制度と競争評価の連携について、各種研究会等の報告書において言及されているところであり、競争評価制度の位置付けについて整理が必要です。 ・ 事業者の予見性を保つ意味でも、まずは現時点において想定されている競争評価を政策検討に活用する方法とそのスケジュールについて、具体的に示すべきと考えます。 ・ なお、競争評価の政策への活用についての検討にあたっては、現行の競争評価制度が、規制に直結させる前提で設計がなされていない状況であることを踏まえ、事前に分析手法や評価基準等を精緻化すること及び評価結果の活用に関して関係者によるコンセンサスが得られることが条件になるものと考えます。 ・ これらの点について十分な議論が尽くされていない状況のまま、短期間の意見招請等を踏まえて分析を進めていく場合、将来他の制度と連携を深める際に大きな問題を残すものと考えます。仮に、今後、競争評価を将来的に各種制度と関連付けるのであれば、具体的な連携方法について関係者を交えた本格的な議論を早急に開始すべきと考えます。
1	1-1 定点的評価	<p>【総務省案】</p> <p>2007年度においては、移動体通信を重点領域として取り上げ、例えば、音声とデータに区分した通信量の把握を試みることを通じ、競争状況の分析を深めることとする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来より、定点的評価における重点領域については、①固定電話、②移動体通信、③インターネット接続及び④法

頁	段落	意見
		<p>人向けネットワークサービスの 4 領域を循環的に取り上げることとされていますが、本来は各年度において最も競争上の懸念が高い領域を重点領域として指定すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度においては、移動体通信領域が重点的評価の対象とされていますが、当該領域においては、既に MNP の導入等の影響により、低価格で多様なサービス提供の実現等、競争的な市場が形成されているところです。 ・ 他方、総論でも述べたとおり、ブロードバンド市場においては、FTTH 市場における NTT 東西のシェアの高まりという競争環境上の懸念事項が顕在化しているところであり、この点は前年度の競争評価の結果においても指摘されているところです。 ・ 従って、今年度の定点的評価についても、昨年度に引き続き、ブロードバンド市場を重点領域として取り上げることが適当であると考えます。
1～2	1-2 戦略的評価	<p>【総務省案】</p> <p>2007年度における戦略的評価は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析 ② 事業者間取引が競争に及ぼす影響に関する分析 <p>の2つのテーマについて行う。なお、戦略的評価は2段階で実施する。具体的には、上記①の実施及び中間取りまとめの公表の後、引き続き、上記②の実施及び中間取りまとめの公表を行う</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場の競争状況を見る上では、事業者間取引の市場分析は無視することができないため、昨年度に引き続き、事業者間取引市場を分析することは有効であると考えます。 ・ なお、今年度の戦略的評価項目については、「①プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析」の実施及び中間取りまとめを先行することとされていますが、現在の競争環境に与える影響の大きさを踏まえれば、「②事業者間取引が競争に及ぼす影響に関する分析」について、優先的に実施することが適当であると考えます。
2	1-2 戦略的評価	【総務省案】

頁	段落	意見
	①プラットフォーム機能	<p>プラットフォーム機能の概要と市場における実態について整理を行うとともに、当該機能が新事業創出等を通じて、市場における競争に与える影響について定性的・定量的な分析を行う。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析」については、競争に与える影響の大きさから、指定電気通信事業者である NTT 東西が構築する次世代ネットワーク(以下、「NGN」)の分析を中心に行うべきです。 なお、NTT 東西の NGN については、今年度中の商用サービス開始が計画されている一方、接続事業者等への十分な情報開示が行われていないことから、NTT 東西による早期の情報開示が行われた上で分析を深めることが有効です。
3	1-2 戦略的評価 ②事業者間取引市場	<p>【総務省案】</p> <p>事業者間取引について、2006年度に引き続き分析を行う。前年度の競争評価においては、事業者間取引の概要の整理や卸売市場の市場画定の在り方、卸売市場と小売市場の競争状況に関する分析等を行ったが、2007年度においてはこれを更に発展させ、事業者間接続と卸を区別した分析を行う等、市場画定に向け、より精緻な検討を行うこととする。また、事業者間取引における競争が小売市場の競争に与える影響についても、可能な範囲で分析を行う。</p> <p>【意見】</p> <p><指定電気通信設備との接続市場の重要性></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者間取引市場においては、電気通信事業分野における競争への影響の大きさから、指定電気通信設備との接続市場が特に重要です。 市場支配力の存在しない非指定電気通信事業者の接続市場や卸市場については、市場原理に基づく取引により、紛争の事例等特段の問題も生じてないことから、指定電気通信設備との接続市場を優先的に分析すべきと考えます。 <p><サービス市場の画定></p>

頁	段落	意見
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度の競争評価における事業者間取引市場の市場画定において、固定通信分野については、メタル回線、CATV 回線、光ファイバ回線といった回線網は、複数のサービス用途に利用可能であることから、同一市場とすることが適当との考えが示されているところ（※1）。 ・ また、「IP 化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」最終報告書においても、ブロードバンドサービスの提供として利用者から見て代替性が高く、また敷設の基盤が既存の電柱・管路等といった共通の線路であること、さらには NTT 東西がメタル回線を光ファイバに更新する際のコスト・手続きの両面において優位性を有しているという実態から、指定電気通信設備制度において加入者回線の市場シェアを算定する際には、メタル回線と光ファイバを特段区別せず一体として見るとされているところ（※2）。 ・ 以上のことを総合的に勘案し、今年度においても、メタル回線と光ファイバを同一市場とする考え方を踏襲すべきと考えます。 <p>※1 「固定通信分野については、メタル回線、CATV回線、光ファイバ回線といった回線網は、固定電話やブロードバンド、さらには法人向けネットワークサービスのいずれの用途にも利用可能であり、小売レベルでは別々の市場であったとしても、卸売レベルではサービスに差異はないことから、メタル回線、CATV回線、光ファイバ回線等を含めて同一の卸売市場とすることが適当である。」（「電気通信事業分野における市場画定 2006」より）</p> <p>※2 「メタル回線と光ファイバ回線は、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等といった共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバに更新する際のコスト・手続きの両面において優位性を有していること等に鑑みれば、両者を区別すべき合理的根拠は見出し難い。従って、現在の仕組みを当面維持することが適当であると考えられる。」（「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書より）</p> <p><地理的市場の画定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地理的市場の画定においては、市場の競争状況等の実態を踏まえた画定がなされることが重要です。例えば、FTTH 市場については、特定の都道府県の状況をもって競争の進展を分析・評価することは適当でなく、NTT グル

頁	段落	意見
		<p>ープあるいはNTT 東西という市場支配力を有する事業者の業務区域をもとにした全国1ないし2区分、又は、NTT 東西と電力系事業者の競争状況という実態を踏まえた全国10の地域区分(※)等、マーケットの特性にそって地理的市場を捉え、評価がなされるべきと考えます。</p> <p>※ 「FTTHを全国的に提供するNTT東西と、これに対抗する電力系事業者等の競争事業者の競争状況が主たる関心事となるため、電力系事業者の業務区域を考慮し、全国10の地域ブロックを地理的市場として画定する」(「電気通信事業分野における市場画定 2006」より)</p> <p><FTTH 市場における指定電気通信設備の開放実態の分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FTTH 市場においては、NTT 東西により設定された光配線区域が狭小であることや、光ファイバの貸し出し形態が8分岐単位であること等により、競争事業者の設備稼働率が向上せずコスト高になるという構造上の問題が存在するため、競争事業者が当該サービス市場において事業を行うことは実質的に不可能です。 ・ これについては、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針2006～2008」4-3-1-2(2)①「不可欠設備の存在」において、「加入者回線等のサービス提供に不可欠な設備を保有している事業者から当該設備を借り受け、同時に最終利用者に対するサービス市場でその事業者と競争する状況下では、当該設備の開放の内容や程度によっては劣位な条件での競争を強いられる」とされている事態が、現に生じていることに他ならないものと考えます。 ・ このため、競争評価にて事業者間取引市場を分析するにあたっては、設備開放の有無について表面的に判断するのではなく、これまでの評価結果を踏まえて継続的に、前述のような接続条件における構造上の問題等(※1)を考慮したNTT 東西による設備開放の実態についての詳細分析は不可欠です。 ・ また、前年度競争評価結果において、集合住宅市場及び戸建+ビジネス向け市場間においてNTT 東西のシェアの相違が顕著となる結果が示されているところであり(集合住宅向け76%、戸建向け55%)、事業者間取引市場における設備開放の実態を詳細に分析する方法として、小売市場同様に戸建向けと集合住宅向け市場を分け、分析を深めることも非常に有益であると考えます。 ・ なお、現行の接続形態については、過去のNTT 東西の接続約款変更に係る意見募集において、総務省の考え

頁	段落	意見
		<p>(※2)として示されているとおり、「非効率なネットワーク構成となり、場合によってはどの事業者も収支が均衡するレベルまで収容率を高めることができなくなる可能性がある」ものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、同じく NTT 東西の接続約款変更案に係る意見募集における総務省の考え(※3)において、「接続事業者が自ら NTT 東日本及び NTT 西日本の局舎に OSU を設置し、加入者回線のみを借りて本サービスと同様のサービスを提供できるようにする約款案が当審議会に諮問されているところであり、今後、この形態によるサービス提供が主流になると、現状の接続形態によって事業者間の競争が進展すると見込まれていましたが、前年度の評価結果における事業者別シェアからも、競争が進展していないことは明らかであり、現状の接続形態が競争を促進するものでないことは明白です。 ・ 以上の点からも、今年度の競争評価においては、接続形態と競争の進展度合いの相関についてより詳細な分析を行うことは、非常に重要であると考えます。 <p>※1 競争評価アドバイザリボード(第3回)配布資料6-4「ソフトバンクテレコム株式会社提出資料」20~27 頁より (URL: http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/advisory_board/pdf/070329_2_si6-4.pdf)</p> <p>※2 「指摘のとおり、このアンバンドル形態は1事業者が1OLT以下の設備(OSU単位)を32ユーザで共用する方法であり、特に光サービスの需要が小さい場合には提供事業者の負担が大きくなることが予想される。また、光ファイバを事業者単位で専用することから、非効率なネットワーク構成となり、場合によってはどの事業者も収支が均衡するレベルまで収容率を高めることができなくなる可能性がある。」(平成15年3月 14 日付「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可 - Bフレッツ・サービスのニューファミリー(100Mb/s)タイプの提供に用いられる設備に関する接続料及びルーティング伝送機能(地域IP網)の接続料の改定について -」に関する意見に対する総務省考え方より)</p> <p>※3 「現在、接続事業者が自らNTT東日本及びNTT西日本の局舎にOSUを設置し、加入者回線のみを借りて本サービスと同様のサービスを提供できるようにする約款案が当審議会に諮問されているところであり、今後、この形態によるサービス提供が主流になると想定されることから、現時点において、NTT東日本及びNTT西</p>

頁	段落	意見
		<p>日本に追加的コスト及びサービス品質に係るリスクを義務付けることは適当ではない。」(平成16年11月26日付「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(1Gbpsまでの符号伝送が可能な光信号伝送装置及びルーティング伝送機能におけるLANインタフェースの追加に伴う接続料の設定)」に関する意見に対する総務省考え方より)</p>
3	<p>2-① 意見招請の実施</p>	<p>【総務省案】</p> <p>① 意見招請等の実施</p> <p>実施細目及び評価結果については、意見招請手続を採用する。また、前述のとおり、戦略的評価である「プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析」、「事業者間取引が競争に及ぼす影響に関する分析」については評価・分析の実施に先立ち、検討の視点、分析を要する事項等について意見募集(NOI)を行う。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争評価の透明性を確保するため、実施細目、評価結果及び戦略的評価項目について、意見招請等の手続を採用することに賛同します。 ・ なお、本意見募集のように二週間という短期間では、十分な検討を行うことが困難なことから、今後予定されている戦略的評価の意見募集(NOI)を含め、全ての意見募集において、最低一ヶ月以上の必要十分な意見招請期間が確保されるべきと考えます。
4	<p>3-1 情報収集</p> <p>① 需要者(利用者)側からの情報収集</p> <p>い</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(1)個人の利用動向調査</p> <p>個人の利用動向調査に関し、2007年度の情報収集は、次の方針で実施する。「固定電話」、「移動体通信」、「インターネット接続」及び「法人向けネットワークサービス」の各領域の定点的評価については、郵送によるアンケートを行い、必要に応じてWebアンケートを実施する。</p> <p>【意見】</p>

頁	段落	意見
		<ul style="list-style-type: none"> 分析にあたり実施したアンケート内容については、制度全体の透明性確保や評価結果の信頼性向上のために、意見募集のタイミングにて、サンプル属性や分析結果のみならず、実際に用いられたアンケートの設問・回答結果・集計結果等についても公表すべきと考えます。
5	3-1 情報収集 ②事業者からの情報収集	<p>【総務省案】</p> <p>2007年度は、これまでの競争評価の実績を踏まえ、「固定電話」、「移動体通信」、「インターネット接続」及び「法人向けネットワークサービス」の各領域について、引き続きモニタリングすることを主眼とした情報収集を行う。また、戦略的評価のテーマについても、事業者等の協力を得ながら必要な情報収集に努める。</p> <p>事業者等からの情報収集は、具体的には次のように行う。</p> <p>(1) 報告規則において提出が義務付けられている情報については、新たに提出を求めない。</p> <p>(2) 報告規則で不足する情報は、競争評価独自の調査として必要に応じて収集する。</p> <p>また、関係事業者等からのヒアリング等も活用する。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者への過度な負担を避ける観点で、電気通信事業報告規則等に基づく情報以外の収集範囲については、慎重に検討がなされるべきと考えます。 特に、今回事業者に提出を求める情報とされているものについては、事業者間取引市場におけるデータ等、現行の運用実態等から、事業者にて把握することが困難な項目も多く含まれていることから、事前の事業者へのヒアリング結果等を反映し、実効性のある情報収集に限定して実施細目を定めるべきと考えます。 事業者から収集した情報は、その秘匿性から、公開不可としている情報も多いことから、取り扱いにあたっては厳重かつ適正な管理を徹底することを強く要望します。

以上